

MY·CAMPUS·NONOICHI



野々市町

# 教育ユニバーサルプラン

学びと出会い 夢かなうまち

野々市町教育委員会

## はじめに

だれもが豊かで平和な時代になることを願って、21世紀を迎えました。しかし、高度情報化の進展、少子高齢化の進行、家族観の多様化など、社会が大きく変わろうとしています。私たちは、今まで体験したことのない社会状況の中で生きていこうとしています。

いま、こうした時代を確かに生きていく人を育てる教育と人間性を高める学習の場づくり、そして、だれもが参画できる地域社会づくりが求められています。一人ひとりの学びが多くの人々の学びとなる、大人と子どもの交流が起きた学びとなる、このような心地よい学びの風が、このまちに住む人を輝かせ、このまちを「ふるさと」として慕う心を育みます。

このプランは、『このまちで学ぶことによって、世代を超えた出会いが生まれ、子どもは夢を、若者は勇気を、大人は希望と生きがいを持てる生涯学習社会の構築』と『子どもたちの可能性や創造性を伸ばし、地域社会の中で輝く学校づくり』をめざします。そして、その実現に向けて、町の取り組むべき方向性を示すものです。

教育の場は、学校だけではありません。家庭、地域社会の「すべての人」が、かかわることによって、子どもたちは健やかに育ちます。地域社会の中で大人の学ぶ姿が、子どもたちを導きます。子どもたちが快活に学ぶ姿が、大人の豊かな社会をつくる励みとなります。このまちの「すべての人」が教育にかかわり、自らの学びを深め、広げていくことを願って、このプランがユニバーサルプランと名付けられました。

今後、町では、学校、社会教育関係団体を含む民間団体の皆様と連携・協力を図り、さらに町内の大学などの高等教育機関と事業提携を進めながら、このプランに基づく様々な取り組みを展開してまいります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、このプラン策定にかかわっていただきました策定委員、調査研究部会の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

平成16年6月

野々市町教育委員会

教育長 田村 昌俊

# CONTENTS ・目次・

## 第1章 計画の趣旨

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 計画の目的   | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画の期間   | 2 |
| 4 | 計画の推進   | 2 |

## 第2章 計画策定の背景

|   |                    |                          |    |
|---|--------------------|--------------------------|----|
| 1 | 社会の動向              | (1) 成熟社会への移行             | 3  |
|   |                    | (2) 家族と子育ての変容            | 3  |
|   |                    | (3) 地域コミュニティの変容          | 3  |
|   |                    | (4) 科学技術・情報化の進行          | 3  |
|   |                    | (5) 国際化の進展               | 4  |
|   |                    | (6) 環境との共生               | 4  |
|   |                    | (7) 分権社会への移行             | 4  |
| 2 | 生涯学習と教育の動向         | (1) 教育改革の推進              | 5  |
|   |                    | (2) 生涯学習をめぐる状況の変化        | 6  |
| 3 | 野々市町の生涯学習と教育の現状と課題 | (1) 野々市町の特性と課題           | 8  |
|   |                    | (2) 野々市町の生涯学習と社会教育の現状と課題 | 11 |
|   |                    | (3) 野々市町の学校教育の現状と課題      | 13 |

## 第3章 基本的な考え方

|   |                                 |                                     |    |
|---|---------------------------------|-------------------------------------|----|
| 1 | 基本理念                            | (1) 基本理念                            | 15 |
|   |                                 | (2) 生涯学習社会におけるユニバーサルデザイン            | 16 |
| 2 | 基本的視点                           | (1) ユニバーサルデザインの理念を取り入れたひとづくり        | 17 |
|   |                                 | (2) 夢をはぐくみ、創造性と個性あふれるひとづくり          | 17 |
|   |                                 | (3) 大学と連携した、学びの「キャンパス・タウン」づくり       | 17 |
|   |                                 | (4) 学びによる「ふるさと・ののいち」づくり             | 18 |
| 3 | 基本目標<br>(生涯学習のまち<br>“ののいち”のすがた) | I. 子どもの生きる力をはぐくむまち …家庭、地域社会での教育の推進  | 19 |
|   |                                 | II. 輝く学び舎をささえるまち …学校での教育の推進         | 19 |
|   |                                 | III. 豊かな学びと健やかな人をはぐくむまち …生涯学習の推進    | 20 |
|   |                                 | IV. ふれあいと活力をはぐくむまち …住民参画によるまちづくりの推進 | 20 |

## 第4章 施策の展開

|                       |             |                             |    |
|-----------------------|-------------|-----------------------------|----|
| 1                     | 重点プロジェクトの展開 | (1) 子どもの夢・プロジェクト            | 22 |
|                       |             | (2) 子育て安心・プロジェクト            | 23 |
|                       |             | (3) 学びのキャンパス・プロジェクト         | 24 |
|                       |             | (4) ののいちブランドづくり・プロジェクト      | 25 |
| 2                     | 基本的課題と施策の方向 | I- (1) 家庭教育・子育て支援の充実        | 26 |
|                       |             | I- (2) 豊かな体験活動の推進           | 27 |
|                       |             | I- (3) 地域一体となった健全育成活動の推進    | 29 |
|                       |             | II- (1) 未来社会を拓く学校教育の推進      | 30 |
|                       |             | II- (2) 地域の風がいきかう学校づくりの推進   | 31 |
|                       |             | II- (3) 輝く学び舎を支える環境づくり      | 32 |
|                       |             | III- (1) 心豊かに生きるための学習機会の充実  | 34 |
|                       |             | III- (2) 確かに生きるための学習機会の充実   | 35 |
|                       |             | III- (3) 学びを支える人の育成と社会参加の促進 | 36 |
|                       |             | III- (4) 学習環境の整備            | 37 |
|                       |             | IV- (1) コミュニティづくりの推進        | 39 |
|                       |             | IV- (2) 地域に根ざした文化・スポーツ活動の推進 | 40 |
| IV- (3) 町民すべての社会参画の促進 | 41          |                             |    |
| 3                     | プランの体系      | 42                          |    |

## 第5章 計画の推進に向けて

|   |          |                         |    |
|---|----------|-------------------------|----|
| 1 | 基本的な考え方  | (1) 全庁的な取り組み            | 44 |
|   |          | (2) 教育行政の取り組み           | 44 |
|   |          | (3) 幅広い協力体制を確立した生涯学習の推進 | 44 |
| 2 | 推進体制の確立  | (1) 生涯学習推進連絡会議の設置       | 45 |
|   |          | (2) 生涯学習推進協議会の設置        | 45 |
| 3 | 計画の達成度評価 | 45                      |    |

## 資料



## 1 計画の目的

野々市町は、昭和30(1955)年から32(1957)年にかけて一町三村が合併編入して現在の町となりました。その後、交通網と住環境が整備され急激に都市化し、四年制大学や短期大学も開設され、県内で最も若い世代が行き交うまちとなりました。また、いち早く生涯学習の推進体制を確立し、文化・スポーツ施設などを拠点に地域活動が盛んに行われてきました。さらに、近年は北陸初のコミュニティFM放送局の取り組みや「地域情報化計画」を進めるなど、「野々市町総合計画21」に基づいた先進的なまちづくりに挑戦しています。

一方、わが国においては、国際化や高度情報化の進展、少子高齢化の進行、家族観の多様化、地方分権の進展、経済の成熟化等による大きな社会構造の転換期を迎えており、人々をとりまく環境が著しく変化しています。

こうした中、自己実現をめざす自立した人間の育成、学びと協働による地域コミュニティの創造、特色ある学校づくりなど、新しい生涯学習や教育への期待が高まっています。また、「いつでも、どこでも、だれでも」学習に参画でき、その成果が生かされる「生涯学習社会」を実現するためには、今日のユニバーサルデザインの理念を取り入れた学習環境づくりを進め、高齢者、子ども、障害のある人、外国人などあらゆる人が生涯学習に主体的に参加・参画できる施策の展開が重要です。

こうしたことから、当町において、地域の歴史・伝統を生かした住民参画による教育・文化の香り高いまちづくりの推進をめざすため、地域社会・家庭・学校の協力体制を確立し、大人の学びと子どもの育ちを支援する指針となる教育基本計画を策定します。

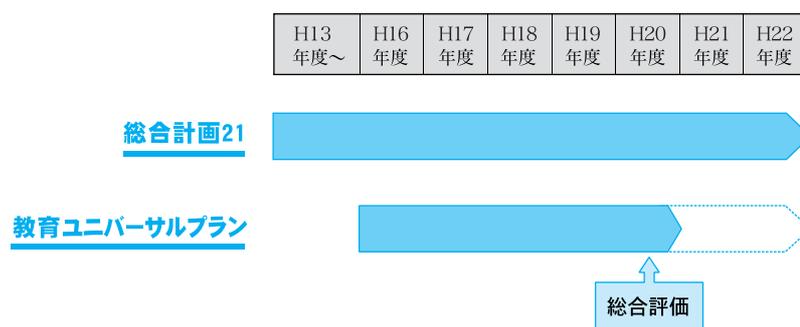
## 2 計画の位置づけ

「野々市町総合計画21」の生涯学習、社会教育、学校教育に関する施策を総合的かつ具体的に発展させるための指針および年次計画として位置づけます。また、「児童育成計画(エンゼルプランつばき)」「男女共同参画プラン」「地域情報化実行計画」「母子保健計画」など、町の計画や各種行政施策との相互関連を図ります。

### 3 計画の期間

この計画の期間を平成 16(2004)年度から平成 20(2008)年度までの 5 年間とします。ただし、「野々市町総合計画 21」の期間が平成 22(2010)年度であることから、平成 20 年度には本計画の総合的な評価を行い、継続した推進が必要な施策は、平成 22 年度までの 2 カ年間延長します。

計画期間中には、施策の進捗状況进行评估することとします。また、社会環境の変化、町民ニーズなどを考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。



### 4 計画の推進

生涯学習は、乳幼児から高齢者までが行う趣味・教養、文化、そして、スポーツ・レクリエーションまで幅広い概念です。また、学習の形態も、個人学習から学校教育、行政・民間・企業が行う講座・教室・研修・イベントなど多種多様の範囲に及びます。

この計画に位置付ける施策・事業は「野々市町総合計画 21」を実現するためのこととします。しかし、個人学習や民間の生涯学習事業、企業研修などにおいて、行政と互いに連携協力する事業は範囲内とします。学校教育については、国・県の直接権限の及ぶところは本計画の対象外としますが、町の行政権限の及ぶ事業や学校が地域社会と連携協力し特色ある学校づくりを行う事業、当町の生涯学習を推進する上で必要な事業は計画の対象とします。



プラン策定委員会